

岡山県立新見高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月 改定

いじめに関する現状と課題

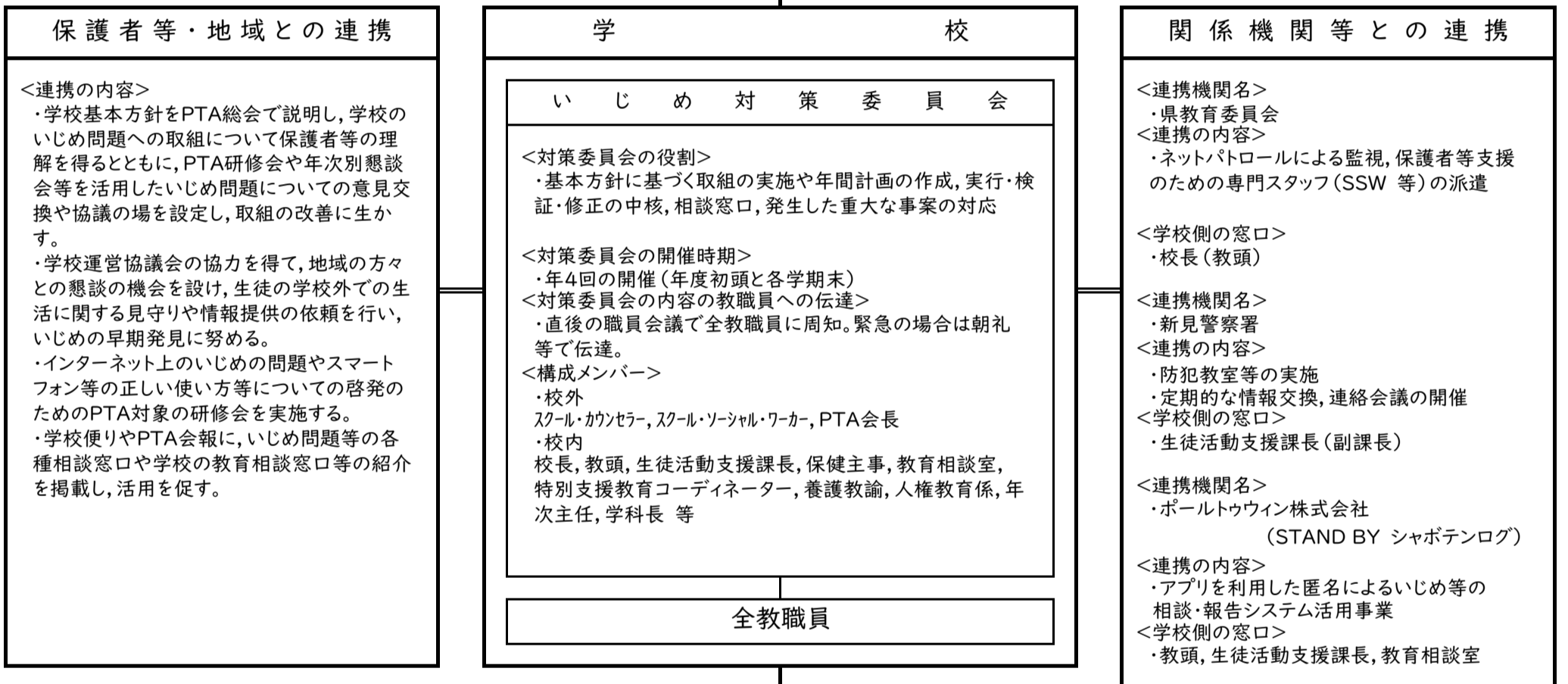
・本校のいじめ事案の認知件数は年間十数件で推移している。例年の傾向では1年次での認知が多く、上級生になるに従って減少する。クラス情報の共有や部活動の連絡手段としてSNS等が利用され、幼稚な言動やからかいなど、不用意な書き込みに起因する生徒間トラブルが増えている。いじめについて、未然防止の取組を推進し、ささいないじめも認知し、認知した際に早期発見と適切な対処をしていくために、それぞれの分掌組織がいじめ対策委員会を中心に連携し、取組を行う必要がある。また、個々の教員の対応力向上のために、教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組む。
 ・いじめを発見したり・報告を受けたりした教職員は、速やかに、学校がいじめ対策委員会に報告し、教職員間で情報を共有する。
 ・それぞれの教職員の役割分担の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を固りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。
 ・いじめを受けた本人の立場に立った親身の指導、支援(心のケア等)を行い、学校生活を円滑に過ごすことができるようにする。
 ・いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感、疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
 ・LHRをはじめ学校教育全体で、本校の人権教育基本方針に沿って、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の生徒に徹底させる。その中でいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。

<重点となる取組>

- ・学校生活アンケートを年2回実施し、実態把握の一手段とする。
- ・教科担任の5分早出と5分残業の推進。(できるだけ教室に教師の目が無くなる時間を減らす)
- ・時機を得た個人面談の実施や養護教諭等・教育相談室との積極的連携と情報収集。
- ・部活動顧問の活動参加と部員への個人面談の実施や部室点検の励行。
- ・学校行事・実習内での人間関係の把握など日頃からの年次・科単位の情報収集、生徒情報交換会等で時機を得た生徒情報の共有。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートを年2回実施し、実態把握の一手段とする。 ・教科担任の5分早出と5分残業の推進。(できるだけ教室に教師の目が届かない時間を減らす) ・生徒下校後、もしくは登校前のHR点検(机・椅子・ロッカー等)と下足箱点検。 ・時機を得た個人面談の実施や養護教諭等・教育相談室との積極的連携と情報収集。 ・部活動顧問の活動参加と部員への個人面談の実施や部室点検の励行。 ・人権教育LHR(講演会)での啓発活動。(10月) ・セキュリティだよりなどでの啓発活動。(考査ごと) ・口頭での授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定するコトで、白戸右田威や奈室威を感づける学校づくりを進める
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートを年2回実施し、実態把握の一手段とする。 ・教科担任の5分早出と5分残業の推進。(できるだけ教室に教師の目が届かない時間を減らす) ・生徒下校後、もしくは登校前のHR点検(机・椅子・ロッカー等)と下足箱点検。 ・時機を得た個人面談の実施や養護教諭・教育相談室との積極的連携と情報収集。 ・部活動顧問の活動参加と部員への個人面談の実施や部室点検の励行。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者等に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者等の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。